

東浦町コミュニティセンター条例施行規則をここに公布する。

令和8年9月14日

東浦町長 日高 輝夫

東浦町規則第24号

東浦町コミュニティセンター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東浦町コミュニティセンター条例（令和8年東浦町条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 コミュニティセンターにおいて行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 町民への集会、交流、講習、文化活動等の場の提供に関する事業
- (2) 地域活動に関する情報の収集及び提供、助言、講座の開催等の地域活動の促進に関する事業
- (3) その他町長が必要と認める事業

(休館日)

第3条 コミュニティセンターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

ただし、町長が必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日設けることができる。

(利用時間)

第4条 コミュニティセンターの利用時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、町長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(行為の禁止)

第5条 コミュニティセンターの利用者は、コミュニティセンター内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 建物その他付属設備を損傷すること。
- (2) 粗野又は乱暴な言動で他人に迷惑をかけること。
- (3) その他衛生、風紀若しくは保安を害し、又はコミュニティセンターの管理上障害となる行為をすること。

(行為の制限)

第6条 コミュニティセンター内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 募金その他これに類する行為をすること。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用すること。
- (3) 販売又は販売に類する行為をすること。
- (4) ポスター、看板、旗、けん垂幕その他これらに類するものを掲示すること。
- (5) ちらし、パンフレットその他これらに類するものを配布すること。
- (6) 町長が指定する場所以外の場所に施設を設置し、又は物件を置くこと。

(立入りの禁止)

第7条 町長は、コミュニティセンターの秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者又はコミュニティセンターの施設に損害を加え、若しくは加えるおそれがある者に対し、コミュニティセンターへの立入りを禁じ、又は立ち退かせることができる。

(利用の許可)

第8条 条例第4条第1項の規定によりコミュニティセンターの利用の許可を受けようとする者は、利用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から利用しようとする日の1週間前までに利用許可申請書を町長に提出しなければならない。ただし、町長が、特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

2 町長は、コミュニティセンターの利用を許可したときは、利用許可書を申請者に交付するものとする。

3 利用の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）は、当該施設を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(利用の取消し等)

第9条 許可利用者は、施設の利用の取消しをしようとするときは、速やかに町長に届けなければならない。

2 許可利用者は、許可された事項を変更しようとするときは、その旨を町長に届けて、その承認を受けなければならない。

(利用者の原状回復義務)

第10条 コミュニティセンターの利用者は、施設の利用を終了したときは、速やかに利用した施設又は設備を原状に復しておかなければならない。

(損害賠償)

第11条 コミュニティセンターの利用者は、故意又は過失によって施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、コミュニティセンターの管理及び運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。